

# 熊本県立松橋西支援学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定  
平成28年3月一部改  
平成30年3月一部改  
平成31年4月一部改

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」の定義に基づき、すべての教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童生徒はいない」という基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見に取り組む。また、いじめの疑われる問題が生じた場合は、迅速かつ組織的な対応を行うこととする。

### (2) いじめ防止等に係る具体的な取組

人権教育推進委員会と連携し、全児童生徒を対象に事前の働きかけを行う。また、「未然防止」に向けた取組を、年間の計画に基づいて実施する。

取組をとおして学級や学部における仲間づくりや集団づくり、社会性の育成など、児童生徒の健全な育成をめざす。

定期的に、児童生徒や保護者等へのアンケートを実施し、いじめの早期発見に向けた取組の一助とする。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校の児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法第2条」より抜粋）

## 3 いじめの防止等のための対策組織

### (1) 構成メンバー

#### ○いじめ問題対策委員会（初期対応）

校長・副校長・教頭・事務長・関係する学部の主事・人権教育主任・生徒指導部（必要に応じて）関係職員・養護教諭など

#### ○いじめ防止対策推進委員会

校長・副校長・教頭・事務長・外部相談員・学部主事・分教室主任・人権教育主任・生徒指導部（必要に応じて）関係職員・養護教諭など

### (2) 組織の役割

いじめは、理由のいかんを問わず、決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて、未然に防止すべきものである。

その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識し、本校において、いじめ防止対策推進委員会を設置し、問題の解決に当たる。

#### 4 年間計画

	1 学期	2 学期	3 学期
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめ防止対策推進委員会」(7月)</li> <li>・外部相談員への委嘱状交付</li> <li>・各学部取組の方向性</li> <li>○人権教育推進委員会(4月・6月)</li> <li>○宇城人研推薦レポート研修会(7月)</li> <li>○広報人権「ともにいきる」の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめ防止対策推進委員会」(12月)</li> <li>・各学部の取組</li> <li>○人権教育推進委員会(9月)</li> <li>○人権学習の取組についての事前研修(11月・各学部)</li> <li>○人権学習の取組についての事後研修(12月・各学部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめ防止対策推進委員会」(2月)</li> <li>・本年度のまとめ</li> <li>・来年度の検討と課題等</li> <li>・基本方針の確認</li> <li>・年間計画の確認</li> <li>○人権レポートの執筆(1月)</li> <li>○校内人権レポート研修会(1月)</li> <li>○広報人権「ともにいきる」の発行</li> </ul>
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○命を大切にすることを育む指導</li> <li>(1) 自己実現</li> <li>(2) 共生</li> <li>(3) 自尊感情 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己肯定感</li> <li>・自己有用感</li> <li>・自己効力感</li> </ul> </li> <li>(4) 生命の社会的・客観的認知(中・高のみ)</li> <li>○心のきずなを深める月間の取組(6月・各学部)</li> <li>○全校集会(本校・分教室)における教頭講話(6月)</li> <li>○いじめ防止職員研修</li> </ul>	<div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-bottom: 10px;"></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権週間の取組(12月・各学部)</li> <li>○いじめ防止職員研修</li> </ul>	<div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-bottom: 10px;"></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止職員研修</li> </ul>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒アンケート(各学部)実施</li> <li>○各家庭へ「子どもの様子チェック表」配布</li> <li>○日頃の児童生徒の様子観察</li> <li>○面談、連絡帳等をとおしでの情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊本県「心のアンケート」実施</li> <li>○各家庭へ「子どもの様子チェック表」配布</li> </ul> <div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-top: 10px;"></div> <div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-top: 10px;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各家庭へ「子どもの様子チェック表」配布</li> </ul> <div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-top: 10px;"></div> <div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-top: 10px;"></div>

#### 5 いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての児童生徒を対象として、いじめを許さない未然防止に取り組む。

## 6 いじめの早期発見

わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階からの確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ的確な発見と認知に努める。

## 7 いじめへの対処

いじめの疑いに関する情報を得た場合には、直ちに学部主事（分教室主任）、生徒指導主事、人権教育主任、管理職に報告する。事実を確認したうえで、「いじめ問題対策委員会」において対応を検討する。

いじめが認知された場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応する。

## 8 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項各号において定められている次の2つの場合を重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記①「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、とりわけ「児童生徒が自殺を企図した場合」には、教育委員会と連携し、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に沿って、「いじめ問題対策委員会」を立ち上げ、校長を中心に学校全体で情報を共有、連携して対応に当たる。